

入札監視委員会の設置に関する規程

平成17年10月1日
規程第34号

改正 平成18年5月25日規程第3号

改正 平成18年6月29日規程第8号

改正 平成20年5月2日規程第1号

改正 平成20年6月26日規程第5号

改正 平成24年3月27日規程第23号

(目的)

第1条 平成5年12月21日付け中央建設業審議会建議に基づき、東日本高速道路株式会社(以下「当社」という。)における入札契約手続についてより一層の競争性、客観性を図るため、次表に掲げるとおり入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

入札監視委員会名	対象
北海道支社入札監視委員会	北海道支社
東北支社入札監視委員会	東北支社
関東支社入札監視委員会	本社、関東支社
新潟支社入札監視委員会	新潟支社

(用語の定義)

第2条 この規程において、「工事」、「調査等」、「物品等」とは、契約事務処理要領(平成23年2月21日東高技調第596号)に規定する工事、調査等、物品等をいう。

2 この規程において、「再苦情処理」とは、工事等における入札・契約の過程にかかる苦情処理要領(平成24年3月2日東高技調第401号)第1条及び競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)第19条に規定する再苦情に対する処理をいう。

(入札監視統一事務局)

第3条 入札監視統一事務局の設置に関する規程(平成17年度規程第35号)第1条に定める事務局は、委員会の事務を統括する。

(委員会の事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 当社が発注した工事、調査等、物品等の購買等、その他に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 当社が発注した工事、調査等、物品等の購買等、その他の入札及び契約手続のうち委員会が抽出したのものに関し審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 三 入札監視統一事務局が行うデータ収集、分析調査、入札手続の事前審査、入札審査の結果報告について審議し、意見の具申又は勧告を行うこと。
- 四 代表取締役社長又は支社長に対して、必要な調査及び再入札の実施並びに公正取引委員会への通報を指示すること。
- 五 再苦情処理に対する審議を行い、意見書の作成を行うこと。

六 前各号のほか、必要と認められる事項に関し、意見の具申、勧告又は意見書の作成を行うこと。

(委員の選任)

第5条 委員会の委員の数は、原則として6名以上とする。

2 委員は中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者から選任する。

3 委員は、第4条第二号乃至第六号に掲げる事務に関し、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

4 委員の委嘱は、第1条に定める各委員会ごとに支社長が行う。

(委員として選任できない者)

第6条 支社長は、建設会社、測量会社、設計会社等の役員、顧問(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)等特定の会社等と密接な関係のある者及び日本道路公団役職員並びに当社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社の役員、執行役員及び社員であった者へは委嘱してはならない。

なお、委嘱後、任期中に特定の会社等と密接な関係のある者となるに至った場合には、速やかに委員を解嘱しなければならない。

2 支社長は、委員がその任期中に前項に掲げる者となるに至った場合には、速やかに当該委員を解嘱しなければならない。

(委員の委嘱期間)

第7条 委員の任期は原則として二年とし、再任できるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の守秘義務)

第8条 委員は、第4条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の公表)

第10条 委員会は、年度当初の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うものとする。また、年度途中で委員が交代した場合は、直近の委員会の開催後に、委員の氏名及び職業の公表を行うものとする。

(議事概要の作成及び公表)

第11条 委員会の開催に係る議事概要については、会議終了後速やかに作成し公表を行うものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度規程第3号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度規程第8号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20年度規程第1号）

この規程は、平成20年5月2日から施行する。

附 則（平成20年度規程第5号）

この規程は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（平成23年度規程第23号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。